

京都市告示第545号

景観法第19条第1項の規定に基づき指定した（平成23年1月11日付京都市告示第370号）以下に掲げる建造物を、景観重要建造物に追加指定しましたので、告示します。

令和2年1月17日

京都市長 門川 大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
梅辻邸	京都市北区上賀茂北大路町39番1

(都市計画局都市景観部景観政策課)